

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類
(廃棄物処理法施行規則第 12 条の 10 の 2 第 2 項)

内容：産業廃棄物処理施設の軽微変更

番号	添付資料
1	法第 15 条第 2 項第 1 号(氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名)に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあっては住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書（登記されていないことの証明書）、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書※
2	産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
3	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
4	前条第 6 号に規定する事項(法定代理人、役員、5%以上の株式を有する株主又は出資者、政令使用人)の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書（登記されていないことの証明書）(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書※並びに役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書（登記されていないことの証明書）。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書※)並びに法人にあっては登記事項証明書※(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

番号は廃棄物処理法施行規則第 12 条の 10 の 2 第 2 項各号と照合する。

※法人の登記事項証明書を省略する場合はその旨と会社法人等番号を記載した書類を提出すること。